

令和 6 年度（2024 年度）男女共同参画に関する県民意識調査について

1 調査の目的

男女共同参画に関する県民の意識や現状等を調査することにより、令和 7 年度に改定する「第 6 次熊本県男女共同参画計画」（実施期間：令和 8 年度～12 年度）の基礎資料とすることを目的とする。（前回調査は令和元年度に実施）

2 調査方法等

- （1）調査地域：熊本県全域
- （2）調査対象者：熊本県に在住する満 18 歳以上の男女
※成人年齢の引き下げに伴い、前回の満 20 歳以上から対象年齢を引き下げ
- （3）標本抽出法：県内各市町村の住民基本台帳から無作為抽出
- （4）標本数：3,000 人（前回と同数）
- （5）調査方法：郵送による「配布」、郵送又はインターネットによる「回収」
※今回からインターネットによる回収を併用し、回収率向上を図る。

3 調査実施期間

令和 6 年 11 月 15 日～11 月 29 日

4 令和 6 年度男女共同参画に関する県民意識調査票

（1）調査項目・対象者

① 調査項目

【新規】 2（問 11、問 12）

【統合】 1（旧問 4 と問 5 を問 4 に統合）

【変更】 4（問 6、問 10、問 17、問 19）

【変更なし】 16

計 23（前回調査は 22 項目）

・過去回収率：H16：34.2% H21：45.6% H26：43.3% R1：39.3%

・参考：2023 県民アンケート調査 41.9%

（2）調査項目の視点

- ① 過去から経年変化をみるべき調査項目
- ② 全国との比較のため、内閣府世論調査を参考とすべき調査項目
- ③ 法改正や社会情勢の変化等に対応した調査項目
- ④ 県民が必要とする男女共同参画推進施策を把握するために有効な調査項目
- ⑤ 県が推進する男女共同参画施策の達成度合いを測るために有効な調査項目

（3）調査票の作成

各調査項目については、前回調査項目をベースに、上記（2）の調査項目の視点や、第 5 次計画又は年次報告書の指標としての活用状況等を総合的に勘案し、内閣府世論調査や他都道府県の意識調査の項目も参考に、追加、削除、修正等を行い、選定した。

【資料 2 - 1 別添】のとおり

5 調査結果のとりまとめ

調査結果は、男女共同参画社会形成に知見を有する、学識経験者の分析・総括を得て、調査結果報告書としてとりまとめる。

分析・総括依頼者：鈴木桂樹氏

（熊本大学名誉教授、平成 21 年度及び令和元年度県民意識調査執筆者）

6 調査結果の公表

調査結果報告書の配布、県HP掲載、報道発表等により公表、周知を行う。

※調査報告書は200部作成し、国、市町村等へ配布

7 実施に係るスケジュール（予定）

令和6年12月 集計（単純集計、クロス集計）

令和7年 2月 報告書完成

令和7年 3月 公表予定

8 調査結果概要（速報）

回答数：1, 258件（回答率41.9%）

※前回：1, 178件（39.3%）

その他は【資料2-2】のとおり

男女共同参画に関する県民意識調査 ～アンケートご協力のお願い～

日頃から、県政に対するご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

熊本県では、男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会を実現するため、男女共同参画の取組を推進しています。

この調査は、県民の皆様の男女共同参画に関する意識や現状などをお伺いし、今後の男女共同参画行政を充実させていくための基礎資料とすることを目的として実施するものです。

調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

令和6年(2024年)11月 熊本県

- 調査票は、県内にお住まいの満18歳以上の方々を対象として、各市町村の住民基本台帳から無作為に選ばせていただいた3,000人の方にお送りしています。
- 回答いただいた内容は、すべて統計的に処理され、回答者個人が特定されることはありません。また、調査目的以外に使用することはありません。

回答にあたってのお願い

- 1 アンケートへの回答は、封筒のあて名の方ご本人がお答えください。
※ ご本人による記入が困難な場合は、代筆も可能です。
- 2 回答は次の①又は②のいずれかの方法で、**11月29日(金)まで**にお答えください。
※ 内容が分からない質問や、回答したくない質問、また調査に同意されない場合は、お答えいただく必要はありません。

① 郵送で回答する

- ・ 回答は、黒の鉛筆又はボールペンなどで、この調査票に直接記入してください。
- ・ 回答は、あてはまる番号を○で囲んでください。
※ 質問ごとに○をつける数が違いますので、ご注意ください。
- ・ 記述いただく質問、「その他」を答えとした場合は、その内容を具体的にお書きください。
- ・ 記入が終わったら、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに、ポストに投函してください。

② インターネットで回答する

- ・ 次のURL又は二次元コードにアクセスし、回答を入力してください。
<https://questant.jp/q/kumamotodanjiyo2024>
- ・ URL又は二次元コードから回答の場合は、右の識別番号を回答欄の入力フォームに入力してください。その場合、この用紙での回答は不要です。
- ・ 識別番号は、重複回答を防止するためのものであり、個人を特定するものではありません。



識別番号

16a8b7

【調査に関するお問い合わせ先】 平日 9:00～12:00、13:00～17:00

熊本県環境生活部県民生活局 男女参画・協働推進課 男女共同参画班 担当：満田・堀部

電 話：096-333-2287(直通) F A X：096-387-3940 メール：danjiyokyoudou@pref.kumamoto.lg.jp

【インターネット回答についてのお問い合わせ先】 平日 9:00～12:00、13:00～17:00

株式会社 九州みらい研究所 電 話：096-214-6014

最初にあなた自身のことについておたずねします

F 1 あなたの性別を教えてください。

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 |
|-------|-------|--------|

※戸籍上の性別にかかわらず、ご自身が自認される性別でご回答ください。

F 2 あなたの年齢を教えてください。

- | | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| 1. 10歳代 | 2. 20歳代 | 3. 30歳代 | 4. 40歳代 |
| 5. 50歳代 | 6. 60歳代 | 7. 70歳代以上 | |

F 3 あなたのご職業は何ですか。

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| 1. 会社員・団体職員・公務員・教職員 | 2. 会社経営・自由業・自営業・家業 |
| 3. パート・アルバイト | 4. 専業主婦・専業主夫 |
| 5. 学生・生徒 | 6. 無職 |
| 7. その他（ ） | |

F 4 あなたは結婚している/していますか。

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1. 結婚していない | 2. 結婚している・していた（事実婚・離死別含む） |
|------------|---------------------------|

F 5 配偶者のいらっしゃる方におたずねします。配偶者は就業されていますか。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 就業している | 2. 就業していない |
|-----------|------------|

F 6 あなたには子どもさんがいらっしゃいますか。

- | | |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

F 7 あなたの世帯の状況は、次のどれにあてはまりますか。

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| 1. 単身世帯 | 2. 夫婦世帯 |
| 3. 二世帯世帯（親と子など） | 4. 三世帯世帯（親と子と孫など） |
| 5. その他（ ） | |

F 8 あなたの現在のお住まいは、どちらですか。

- | | | |
|-------------|------------------|----------------|
| 1. 熊本市 | 2. 宇土市・宇城市・下益城郡 | 3. 荒尾市・玉名市・玉名郡 |
| 4. 山鹿市 | 5. 菊池市・合志市・菊池郡 | 6. 阿蘇市・阿蘇郡 |
| 7. 上益城郡 | 8. 八代市・八代郡 | 9. 水俣市・葦北郡 |
| 10. 人吉市・球磨郡 | 11. 天草市・上天草市・天草郡 | |

男女共同参画に関する意識についておたずねします

問1 あなたは、男女の地位は平等になっていると思いますか。
ア～キのそれぞれについて1つずつ選んで○で囲んでください。

		男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
※各項目ごとに横に見てお答えください (○印はそれぞれ一つずつ)							
(記載例)	⇒	1	2	③	4	5	6
ア) 熊本県全体では	⇒	1	2	3	4	5	6
イ) 家庭生活では	⇒	1	2	3	4	5	6
ウ) 職場では	⇒	1	2	3	4	5	6
エ) 学校教育の場では	⇒	1	2	3	4	5	6
オ) 政治の場では	⇒	1	2	3	4	5	6
カ) 法律や制度の上では	⇒	1	2	3	4	5	6
キ) 社会通念・慣習・しきたり等では	⇒	1	2	3	4	5	6

問2 あなたは、『「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方』について、どう思いますか。次の1～4の中から1つだけ選んで○で囲んでください。

1. 同感する
2. どちらかといえば同感する
3. どちらかといえば同感しない
4. 同感しない

問3 あなたは、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会が実現されていると思いますか。
次の1～4の中から1つだけ選んで○で囲んでください。

1. 思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. 思わない

問4 あなたは、これまで学校、職場、生涯学習講座等で学んだ「男女共同参画」（下記のような内容）について、どのように考えますか。

次の1～6の中から選んで○で囲んでください。（いくつでも）

学んだことがない方は、7の「学んだことはない」を○で囲んでください。

【男女共同参画について（例）】

- ・性別にかかわらず、個性を発揮する大切さのこと
- ・性別にかかわらず、夢を持って将来の進路を選択する大切さのこと
- ・家族の助け合い、支え合いの大切さのこと
- ・自分らしさを大切にすること
- ・命や性の大切さのこと
- ・配偶者や交際相手からの暴力に関すること など

1. 社会通念、慣習、しきたり等にある差別や偏見に気づくようになった
2. 他者と自分の考え方の違いを受け入れるようになった
3. 性別にかかわらず自分の個性を発揮して生きることになった
4. 学んだ内容がわかりにくかった
5. 学んだ内容は自分に関係なく、必要ないと思った
6. その他（具体的に
7. 学んだことはない

仕事と家庭・地域生活の両立についておたずねします

問5 あなたの生活の中での優先度について、希望に最も近いもの及び現実（現状）に最も近いものを、それぞれ1つだけ選んで○で囲んでください。

【用語の説明】 家庭生活： 家族と過ごすこと、家事、育児、介護など

地域・個人の生活： 地域活動（ボランティア活動、社会参加活動など）、趣味・娯楽など

	「仕事」を優先	「家庭生活」を優先	「地域・個人の生活」を優先	「仕事」と「家庭生活」をともに優先	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	「仕事」も「家庭生活」も「地域・個人の生活」も全て優先	わからない
※各項目ごとに <u>横に見て</u> お答えください (○印はそれぞれ一つずつ)								
ア) 希望に最も近いもの ⇒	1	2	3	4	5	6	7	8
イ) 現実（現状）に最も近いもの ⇒	1	2	3	4	5	6	7	8

問6 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

次の1～11の中から選んで○で囲んでください。(いくつでも)

1. 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
2. 仕事中心という社会全体の仕組みを改めること
3. 男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること
4. 働き方の見直し(働き方改革)を普及させること
5. 男性の男女共同参画に対する関心を高めること
6. 女性の男女共同参画に対する関心を高めること
7. 家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと
8. 男性自身、女性、周りの人の男性の家事分担への抵抗感をなくすこと
9. 働き方の見直しや仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を設けること
10. 男女共同参画社会をめざした教育をすること
11. その他(具体的に)

女性が職業をもつことについておたずねします

問7 一般的に、女性が職業をもつことについて、あなたの考えに最も近いものを次の1～6の中から1つだけ選んで○で囲んでください。

1. こどもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい
2. こどもができたなら職業をもたず、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
3. こどもができるまでは、職業をもつ方がよい
4. 結婚するまでは、職業をもつ方がよい
5. 女性は職業をもたない方がよい
6. その他(具体的に)

女性の社会参画についておたずねします

問8-1 あなたは、女性の意見がもっと反映されるように、自治体の首長(知事や市町村長)や議会議員、企業の管理職や農協の役員、自治会やPTAの会長など、政策の企画立案や方針決定の場に女性がもっと増える方がよいと思いますか。

次の1～4の中から1つだけ選んで○で囲んでください。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない

問8-2 問8-1で、「1. そう思う」、又は、「2. どちらかといえばそう思う」と答えた方におたずねします。該当しない方は、問9にお進みください。

「政治や行政、職場などにおいて、企画立案や方針決定の場に女性の参画がいまだ少ない」と言われていますが、あなたは、その原因は何だと思いませんか。

次の1～7の中から選んで○で囲んでください。(いくつでも)

1. 家庭、職場、地域で、性別による役割分担や性差別の意識が強いため
2. 男性優位の組織運営がなされているため
3. 家庭の支援、協力が得られないため
4. 女性の能力向上を図るための機会が不十分であるため
5. 女性の参画への支援が少ないため
6. 女性の積極性が不十分であるため
7. その他（具体的に

)

問9 女性の社会参画を進めるため、行政としてどのような取組が必要だと思いますか。

次の1～10の中から選んで○で囲んでください。(いくつでも)

【女性の社会参画（例）】

- ・ 政策や方針を決定する分野への参画
- ・ 起業家、技術者等、従来女性が少なかった分野への参画
- ・ 子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の仕事復帰 など

1. 起業や就職、社会貢献等の情報の提供
2. 各種講座・教室等の学習機会の提供
3. 企業等への女性参画についての意識啓発
4. 講演会や交流会等の情報交換する場の提供
5. 参考となる事例の紹介
6. 妊娠（不妊治療を含む）・出産・育児・介護の支援
7. 経済的基盤が脆弱な家庭の支援
8. 男女共同参画センター等公共施設の機能強化
9. 女性管理職の積極登用など、行政における率先活動
10. その他（具体的に

)

問10 あなたは、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思いますか。

次の1～11の中から選んで○で囲んでください。(いくつでも)

- | |
|--|
| 1. 保育所や学童クラブなど、こどもを預けられる環境の整備 |
| 2. 家事・育児支援サービスの充実 |
| 3. 介護支援サービスの充実 |
| 4. 男性の家事・育児参加への理解・意識改革 |
| 5. 女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革 |
| 6. 働き続けることへの女性自身の意識改革 |
| 7. 男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革 |
| 8. 職場における妊娠（不妊治療を含む）・出産・育児・介護との両立支援制度の充実 |
| 9. 育児や介護による仕事への影響を理由としたハラスメントや退職勧奨など不利益な取扱いの禁止 |
| 10. 企業経営者や職場等の理解・意識改革 |
| 11. その他（具体的に |

問11 あなたは、女性が結婚や出産、育児、介護のために離職して、その後再就職するために必要なことは何だと思いますか。

次の1～8の中から選んで○で囲んでください。(いくつでも)

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 家族の理解や家事・育児・介護などへの参加 |
| 2. 妊娠（不妊治療を含む）・出産・育児・介護のための施設やサービスの充実 |
| 3. 労働時間の短縮、フレックスタイム制などの柔軟な勤務制度の充実 |
| 4. 休暇制度を利用しやすい職場環境の整備 |
| 5. 女性の再就職などに関する相談窓口や情報提供の充実 |
| 6. 技能・技術を身につけるための研修や職業訓練の機会の充実 |
| 7. 退職者の再雇用制度の普及、促進 |
| 8. その他（具体的に |

問12 本県では、20代～30代の若年層において、県外転出が転入よりも多い状況にあり、その傾向は男性より女性に顕著です。あなたは、県内に女性が定着し、活躍するために必要なことは何だと思いますか。

次の1～11の中から選んで○で囲んでください。(いくつでも)

- | |
|-------------------------|
| 1. 県内企業の賃金向上や処遇改善 |
| 2. 魅力ある企業の誘致など雇用の場の拡大 |
| 3. 県内企業の情報発信 |
| 4. 起業しようとする女性に対する行政等の支援 |
| 5. 子育てしやすい環境の整備 |
| 6. 性別による固定的役割分担意識の解消 |
| 7. 活躍している女性の存在 |
| 8. 公共交通機関の充実 |
| 9. レジャー・娯楽施設の充実 |
| 10. 教育環境の充実 |
| 11. その他（具体的に |

配偶者等からの暴力についておたずねします

【用語の説明】

ドメスティック・バイオレンス（DV）： 配偶者等からの暴力

熊本県では、「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）」の後継となる「熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定し、DV対策（男性を含む）をはじめとした各種支援に取り組んでいます。

問13 次のようなことが夫婦間や交際相手との間で行われた場合、あなたはそれを暴力だと思いますか。ア～キのそれぞれについて 1 つずつ 選んで○で囲んでください。

		そう思う	そうではない場合がある	そう思わない
※各項目ごとに横に見てお答えください (○印はそれぞれ一つずつ)				
(記 載 例)	⇒	①	2	3
ア) 打つ・殴る・蹴る	⇒	1	2	3
イ) 殴るふりや刃物を見せるなどしておどす	⇒	1	2	3
ウ) 大声でどなる・暴言を吐く	⇒	1	2	3
エ) 交友関係や行先、電話・メールなどを細かくチェックする	⇒	1	2	3
オ) 長期間無視し続ける	⇒	1	2	3
カ) 必要な生活費を渡さない	⇒	1	2	3
キ) 避妊に協力しない	⇒	1	2	3

問14 ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する問題を相談できる機関が県内にありますが、ご存知の相談機関を次の1～6の中から選んで○で囲んでください。

(いくつでも)

1. 女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）
2. 男女共同参画相談室らいふ（旧：女性総合相談室）
3. 福祉事務所
4. 警察
5. その他（具体的に
6. 1 つも知らない

次の問15-1、問15-2は「配偶者等がいる」方におたずねします。

該当しない方は問16にお進みください。

※ここでの「配偶者等」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦及び元配偶者（離別、死別した相手、事実婚を解消した相手）並びに生活の本拠を共にする交際相手を含みます。

問15-1 あなたは、配偶者等から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要、社会的暴力を受けたことがありますか。

次の1～3の中から**1つだけ**選んで○で囲んでください。

【用語の説明】

身体的暴行：殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行

心理的攻撃：人格を否定するような暴言、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫

経済的圧迫：給料や貯金を勝手に使われる、デート代や生活費を無理やり払わされるなど

性的強要：いやがっているのに性的な行為を強要される、避妊に協力しないなど

社会的暴力：行動・スケジュールを管理される、電話・メール等の履歴をチェックされる、外出を制限されるなど

1. 何度もあった
2. 1、2度あった
3. まったくない

問15-2 問15-1で、「1. 何度もあった」又は「2. 1、2度あった」と答えた方におたずねします。そのことについて、誰かに相談しましたか。

次の1～8の中から選んで○で囲んでください。(いくつでも)

1. 友人・知人
2. 家族・親戚
3. 医療関係者（医師・看護師）
4. 警察
5. 公的機関の相談窓口（女性相談センター、福祉事務所、法務局、市町村役場など）
6. 民間の専門家や専門機関
（弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルターなど）
7. その他（具体的に）)
8. 相談しなかった（理由：）)

問16 交際相手がいる（いた）方におたずねします。該当しない方は問17にお進みください。あなたは、交際相手から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要、社会的暴力を受けたことがありますか。

次の1～4の中から選んで○で囲んでください。(いくつでも)

1. 中学生の時（またはそれ以前）にあった
2. 高校生（中学校卒業後～18歳）の時にあった
3. 高校卒業後（19歳以降）にあった
4. まったくない

男女共同参画の推進についておたずねします

問17 次の言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものを、次の1～16の中から選んで○で囲んでください。(いくつでも)

1. 男女共同参画社会
2. 男女共同参画社会基本法
3. 男女雇用機会均等法
4. 熊本県男女共同参画推進条例
5. 熊本県男女共同参画計画
6. 男女共同参画センター
7. ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）
8. ダイバーシティ（多様性）
9. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
10. 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）
11. 性的少数者（LGBT等）
12. 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント等）
13. デートDV
14. ワーク・ライフ・バランス
15. アンコンシャス・バイアス
16. 見たり聞いたりしたものはない

【用語の説明】

ジェンダー：

社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

ダイバーシティ：

多様性のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

ワーク・ライフ・バランス：

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことをさす。

アンコンシャス・バイアス：

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいう。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。

問18 行政が、男女共同参画社会を形成するために力を入れるべき施策は何だと思いますか。
次の1～10の中から3つまで選んで○で囲んでください。

1. 性別による固定的な役割分担の意識を是正するための啓発・広報
2. 学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実
3. 男女共同参画を進めるための県や市町村の体制づくりの強化
4. 政策、方針決定の場への女性の参画の拡大
5. 県民や男女共同参画社会づくりをめざす団体などとの協働の推進
6. 均等な雇用機会の確保、セクシュアル・ハラスメントの防止、事業主等に対する研修会の実施等による就業・雇用分野における男女共同参画の推進
7. 職業生活と家庭・地域生活を両立できるための支援
8. 家庭生活・地域生活において男女が対等に協力しあうような意識づくり
9. 女性に対するあらゆる暴力の根絶に対する取り組み
10. その他（具体的に

災害時の男女共同参画についておたずねします

問19 令和2年7月豪雨や令和6年能登半島地震など、大規模災害が頻発しています。
災害が起きた際に、避難所に避難したと仮定して、改善すべき問題だと思うことについて、次の1～8の中から選んで○で囲んでください。(いくつでも)

1. 間仕切りや授乳室、着替え室等のプライバシーを守る配慮がない
2. 救援物資、備蓄物資に育児・介護用品や女性用品が不足する
3. 生理ナプキンやおりものシート等がトイレなどに設置されず、受け取りにくい
4. 食事づくりや後片付けなどを女性だけが担う、避難所運営のリーダーを男性だけが担うなど、性別で役割が分担される
5. 災害時の性被害や性暴力のリスクに関する注意喚起・広報が不足する
6. 避難所のトイレや入浴設備について、男女別の配慮がなかったり、暗がり・死角となる場所への設置等がある
7. 避難所でDV被害者を加害者から守る配慮がなされない
8. その他（具体的に

問20 今後の大規模災害に備え、「男女共同参画の視点」から見た取組みについて必要と思うものを、次の1～8の中から選んで○で囲んでください。(いくつでも)

1. 防災や復興の計画策定の場に、男女がともに参画して施策方針等を決める
2. 自治会や地域の自主防災組織の運営に携わる女性を増やす
3. 避難所の運営マニュアルに、男女双方の視点を反映させる
4. 避難所の運営に、男女がともに責任者となって携わる
5. 男女のニーズの違いに応じた相談体制の整備や情報提供を行う
6. 男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行う
7. 発災後に増加が懸念される性暴力やDVへの対策を強化する
8. その他（具体的に

)

男女共同参画についてのご意見をおたずねします

問21 男女共同参画についてのご意見（男女共同参画推進のためにできること等）、この調査に対するご感想などがありましたら、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。